

第5回 障害者雇用担当者実務セミナー

障害別支援の理解と 合理的配慮提供義務のポイントを学ぶ

4月からは精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加わり、法定雇用率が引き上げられるなど障がい者雇用を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。その影響もあって、今年は、人事担当者、現場管理者の皆様から、「どの業務にどの障害（障害の程度も含め）のある方を配属したら良いのか」、「合理的配慮として何をどこまで対応したらよいのか」、「勤務を安定的に継続させるためには?」、「職場でどのように接したらよいのか」といった内容の相談が増えました。

5回目を迎える本セミナー、今回のテーマは、「障害別の支援方法、合理的配慮提供義務」です。障害についての医療的な理解を深め、行政的な手続き、公的制度の利用法、社内での具体的な対応法、合理的配慮の考え方など、担当者向けの実践的なセミナーです。

<内容>

- ①障害に関する医学的な知識。身体、知的、精神、発達障害、高次脳機能障害など。
- ②障害別の症状、傾向、対応法、時間経過とパフォーマンス、就労後の問題など。
- ③雇い入れ時のチェックポイント。主治医、家族、支援者との連携、様々な書類（ひな形を提供します）の準備、取りかわすときの話し方など。
- ④職場の社員への障害、対応法、接し方の説明など。
- ⑤適職、適性評価、業務配置、業務内容、業務評価はどうすべきかなど。
- ⑥合理的配慮とは何か？法的解釈、具体的な方法、書類の取り交わしなど。
- ⑦就労継続性を保つため、労務問題を発生させないための具体的配慮など。



<開催>

1月28日 月曜日 14:00から17:00頃（途中休憩）

講師 佐野秀典先生

参加費用無料 定員：12名

御社をご訪問しての勉強会（有料）も承ります。
お気軽にお問い合わせください。